

平成18年5月26日 美波町議会第1回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1、応召議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、不応召議員は次のとおりである。

なし

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、欠席議員は次のとおりである。

なし

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 松本 晋児

1、地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	藤井 格	総務課長	影治 信良
会計課長	山田 由美	住民福祉課長	濱 浩治
税務保険課長	山路 和秀	企画調整課長	海司 広幸
調整 監	原 千代子	産業振興課長	栗林健二郎
建設課長	鈴木 義勝	消防防災課長	寺内 康博
水道課長	今津 秀貴	教育 長	向山 篤宏
教育次長	丸岡 武	支 所 長	別宮憲一郎
総務室長	木里 茂樹	地域振興室長	小坂 進
日和佐病院事務長	古字 直道	由岐病院事務長	木本 節
国民宿舎うみがめ荘支配人	岡本 照彦		

1、会議事件は次のとおりである。

議案第1号 専決処分報告承認について

- 専決第1号 美波町役場の位置を定める条例他182件
- 専決第7号 美波町指定金融機関等の指定
- 専決第9号 公平委員会への事務委託について
- 専決第10号 平成17年度一般会計暫定予算
- 専決第11号 平成17年度国民健康保険事業特別会計暫定予算
- 専決第12号 平成17年度老人保健事業特別会計暫定予算
- 専決第13号 平成17年度住宅改良資金貸付事業特別会計暫定予算
- 専決第14号 平成17年度育英奨学金貸付事業特別会計暫定予算
- 専決第15号 平成17年度赤河内財産区特別会計暫定予算
- 専決第16号 平成17年度国民宿舎特別会計暫定予算
- 専決第17号 平成17年度簡易水道事業特別会計暫定予算
- 専決第18号 平成17年度漁業集落排水事業特別会計暫定予算
- 専決第19号 平成17年度公共下水道事業特別会計暫定予算
- 専決第20号 平成17年度介護保健事業特別会計暫定予算
- 専決第21号 平成17年度国民健康保険阿部診療所特別会計暫定予算
- 専決第22号 平成17年度水道事業会計暫定予算
- 専決第23号 平成17年度病院事業会計暫定予算
- 専決第24号 平成18年度一般会計暫定予算
- 専決第25号 平成18年度国民健康保健事業特別会計暫定予算
- 専決第26号 平成18年度老人保健事業特別会計暫定予算
- 専決第27号 平成18年度住宅改良資金貸付事業特別会計暫定予算
- 専決第28号 平成18年度育英奨学金貸付事業特別会計暫定予算
- 専決第29号 平成18年度赤河内財産区特別会計暫定予算
- 専決第30号 平成18年度国民宿舎特別会計暫定予算
- 専決第31号 平成18年度簡易水道事業特別会計暫定予算
- 専決第32号 平成18年度漁業集落排水事業特別会計暫定予算
- 専決第33号 平成18年度公共下水道事業特別会計暫定予算
- 専決第34号 平成18年度介護保険事業特別会計暫定予算
- 専決第35号 平成18年度国民健康保険阿部診療所特別会計暫定予算
- 専決第36号 平成18年度水道事業会計暫定予算
- 専決第37号 平成18年度病院事業会計暫定予算
- 専決第38号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 専決第39号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 専決第40号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 専決第41号 美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の制定につ

- いて
- 専決第43号 美波町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 専決第44号 平成18年度一般会計暫定補正予算(第1号)
- 専決第45号 平成18年度老人保健事業特別会計暫定補正予算(第1号)
- 追加日程第1 美波町由岐地域交流支援センターの設置及び管理に関する条例について
- 追加日程第2 美波町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第3 美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第4 美波町監査委員の選任について
- 追加日程第5 美波町選挙管理委員及び同補充員について
- 追加日程第6 美波町助役選任について
- 追加日程第7 美波町収入役の選任について
- 追加日程第8 議会選出監査委員について

5月26日(金)

(時に午前8時58分)

- 事務局長 おはようございます。議会事務局の松本でございます。
- 本臨時会は、美波町誕生、初めての一般選挙後の議会です。議長が選出されるまで地方自治法107条の規定により、出席議員の中で年長者の議員が議長の職務を行なうことになっております。年長の議員さんは新矢議員さんでございます。
- 新矢議員さんよろしく申し上げます。
- 臨時議長 おはようございます。ただ今紹介されました新矢公宏でございます。地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行ないます。何卒よろしく願いたいします。
- 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 議員は住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を

構成し、議会活動を通じて住民の個別意識を総合して、町としての意志を形成する機関であります。初心の気持ちを忘れず、一票の重みを充分自覚し、町議会議員として研鑽を積んでいただき美波町の発展にご尽力されるようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ただ今の出席議員は14名でございます。定数に達しておりますので、直ちに、平成18年度美波町議会第1回臨時会を開催いたします。本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定について議題といたします。現段階では美波町議会会議規則が制定されておられませんので、標準会議規則第4条に準じて、議長より指名いたします。

1番 新矢、2番 江本議員、3番 寺下議員、4番 久保議員あ5番 失礼しました。4番を省きまして 5番 久保議員、6番 影山議員、7番 戎野議員、8番 春田議員、10番 山本議員、11番 丸龍議員、12番 岩瀬議員、13番 笹田議員、15番 坂口議員、16番 北山議員、17番 川尻議員、以上でございます。よろしく願いいたします。

議事進行のため暫時小休いたします。

(理事者及び課長等は退席をする)

(時に午前9時3分)

(時に午前9時4分)

臨時議長 小休を解き、会議を再開いたします。

日程第2 議長選挙について議題といたします。選挙は投票で行ないません。投票にすることにご異議ございませんか。

臨時議長 異議ありの声がありますけど、どういう異議か発言してください。

13番議員 本日は美波町議会議員に当選された皆さんおめでとうございます。合併後最初の初議会で、両町の住民の方々が、今注目を集めた大変重要な時でございます。今まさに美波町議会の議長副議長を選任する時であり、また、されようとしております。みなさんは初めて顔を合わせたのが、5月の16日、当選証書をいただいた日でございます。合併後、議長副議長を決めるのに、議員間同士の意見交換の場もなくこういう今日の議題をなったわけ、わたしはどうしてもそれに対する由岐・日和佐両町の議員さんの、ま本心ですか、どういう考えをお持ちになっているか、わからんづくにこういう選挙の議長副議長の選挙に突入するということは、もう少し三日ぐらい時間をおいて、あの会期の延長をわたしは求めたい

と思います。わたしは選挙中には、情報公開またはいろいろと住民のみなさま方に、議会の、議会の場で肅然と取り組んできたこと真摯に受け止めたことを町民の皆さんに発表するにあたり、こういった納得のできない、いっそも会合もなく進んでこられた、今まさに決めようとしている、そういうことに対する不満でございます。どうか良識のある皆さん、こういったことをしなければ、再度また住民から不満が爆発いたします。わたしはこういうことは通るのであれば、今日から即皆さんと一緒に議員の解散を求めます。そういう決意でわたしはこの場におります。そういったことを暗黙のうちに決めていくのはよいのか、明日からでもわたしは町民に対し、訴えてまいります。そういったことに対するわたしやっ、この場に初めて議員に選出されたわけで、由岐・日和佐両町の町民が150名の方々のご指導いただいて、またご支援いただいて、わたしもそういった人たちに、報告しますというような約束もしております。そうした中で、今まである議員さんからでも、良識ある議員さんからも何名かおりました。まあその場で、またいろいろといっぱい飲みもって意見交換しようでないかと進めていますと言うようなお話もしていただいたのですけれども、この初議会で、両方が合併後で仲良くしていかなければいけない、住民代表でわたしら出てきとんですから、こういうやり方がいいんですかと。そういうことでわたしは、会期の延長三日間求めます。以上です。

臨時議長 今、笹田議員の異議ありというようなことでの意見がありました。それに対して賛成の議員ございますか。  
お諮りいたします。  
小休いたします。

(時に午前9時10分)

(時に午前9時38分)

臨時議長 それでは再開いたします。  
日程第2 議長選挙について議題といたします。選挙は投票で行ないます。投票にすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしの声が多いようですので、異議なしと認めます。よってただ今から議長選挙は投票で行ないます。議場の閉鎖を行ないます。

(議場を閉鎖する)

議場の閉鎖が終わりました。ただ今の出席議員は14名でございます。次に立会人の指名を行ないます。標準会議規則第32条第2項の規定により、立会人 江本議員及び川尻議員を指名いたします。投票用紙を配布いたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙を配布して下さい。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行ないます。事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長 はい。2番 江本議員、3番 寺下議員、5番 久保議員、6番 影山議員、7番 戎野議員、8番 春田議員、10番 山本議員、11番 丸龍議員、12番 岩瀬議員、13番 笹田議員、15番 坂口議員、16番 北山議員、17番 川尻議員、1番 新矢議員。以上でございます。

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れがないと認めます。これで投票を終わります。開票を行ないます。立会人の方お願いいたします。

(整理する)

それでは選挙の結果を報告いたします。投票総数14票、有効投票数14票。有効投票の内、新矢10票、笹田議員3票、春田議員1票。よってこの選挙の法定得票数は、充たしております。新矢が議長に当選しました。議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

それでは議長になりました新矢が、ご挨拶をさせていただきます。  
ご挨拶を申し上げます。このたび浅学菲才のわたくしをご推挙下さいまして心よりお礼申し上げます。美波町が誕生して、本日より美波町議会も稼働するわけですが、今までの道のりは、紆余曲折してきましたが、5月14日の選挙により、町民の負託を受けた議員14名各位が、町民の目線に立って、和衷共同のもと温故知新を鑑み行財政の改革を図り、町民と町民のご理解とご意見ご指導を汲み、議員各位と一丸となって、前途多難な局面を乗り越えて、繁栄と限りない発展を合わせて信頼の中に念願を託されました議員各位は、議員活動の活発化や改革ができるよう、よろしくご協力ご指導をお願いいたします。そうして一流の町一流の田舎が実現できるようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは会議を開きます。日程につきましては、お手元に配布してあるとおりでございますので説明を省略いたします。

日程第3 副議長選挙について議題といたします。選挙は投票で行ないません。投票にすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よってただ今から副議長選挙は投票で行ないません。議場の閉鎖をお願いいたします。

(議場を閉鎖する)

議場の閉鎖が終わりました。ただ今の出席議員は14名でございます。次に立会人の指名を行います。標準会議規則第32条第2項の規定により立会人 寺下議員及び北山議員を指名いたします。投票用紙を配布いたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙を配布して下さい。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

配布漏れがないと認めます。  
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行ないます。事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長 はい。2番 江本議員、3番 寺下議員、5番 久保議員、6番 影山議員、7番 戎野議員、8番 春田議員、10番 山本議員、11番 丸龍議員、12番 岩瀬議員、13番 笹田議員、15番 坂口議員、16番 北山議員、17番 川尻議員、1番 新矢議員。以上でございます。

議長 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

投票漏れがないと認めます。

これで投票を終わります。開票を行ないます。立会人の方お願いいたします。

(整理する)

それでは選挙の結果を報告いたします。投票総数14票、有効投票14票。戎野議員10票、丸龍議員3票、久保議員1票。以上でございます。当選人戎野議員を副議長決定いたします。議場の出入口を開いてください。

(議場を開く)

当選人挨拶をお願いします。

7番議員 戎野でございます。多くの皆さん方からのご支援ご支持をいただきまして、副議長に当選することができまして、本当にありがとうございました。まあ議会というものは、車の両輪のように常に例えられて、町の執行部当局と議会というものが、あまり近づきすぎても一輪車ようになってですね、非常に危なっかしいと。かといって離れすぎてですね、小回りが利かない、うまく新しい美波町というその舵取りが進んでいかないということでは、非常に町民の生活に支障が出てくると思っております。新しい町ですので、絆を深めてこの議会のアイデンティティをきちっと保ちながら、まちづくりができるよう、そしてですね、議長がその舵取りの進めていく中で、きちんと補佐していけますよう、一生懸命その潤滑油となって歯車を進めてまいりたいと思っております。どうか皆さん方のご支援なくしてはわたくしの任務も務められないと思っておりますので、どうぞこの2年間、何卒よろしくご配慮ご支援をお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



議

長 ありがとうございます。

日程第4 会議録署名者の指名について議題といたします。会議録署名者の指名については、標準会議規則第120条の規定により、議長から指名いたします。5番 久保議員、15番 坂口議員の両名を指名いたします。

日程第5 会期の決定について議題といたします。会議につきましては、本日から31日までの6日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって会期は本日から5月31日までの6日間と決まりました。議事運営上小休いたします。

議

長 小休により、全員別室にて会議規則の件について相談したいと思いますので、即別室に集まってください。

(時に午前10時7分)

(時に午前11時5分)

議

長 それでは会議を再開いたします。

日程第6 発議第1号 美波町議会会議規則の制定の議題、制定について議題とします。提出者の説明を求めます。提出者 笹田議員。お願いします。

13番議員 (発議第1号の説明をする)

議

長 説明が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑ございませんか。質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。お諮りします。

日程第6 発議第1号 美波町議会会議規則制定について原案通り決めるにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議

長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

日程第7 発議第2号 美波町議会委員会条例の制定について議題といたします。提出者の説明を求めます。提出者 戎野議員お願いします。

7番議員 (発議第2号の説明をする)

議

長 説明が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑ございませんか。質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

日程第7 発議第2号 美波町議会委員会条例の制定について原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

日程第8 発議第3号 美波町議会傍聴規則の制定について議題といたします。提出者 丸龍議員お願いいたします。丸龍議員。

11番議員 (発議第3号の説明をする)

議長 説明が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

日程第8 発議第3号 美波町議会傍聴規則の制定について原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

日程第9 発議第4号 美波町議会事務局設置条例の制定について議題といたします。提出者の説明を求めます。山本議員お願いします。山本議員。

10番議員 (発議第4号の説明をする)

議長 説明が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

日程第9 発議第4号 美波町議会事務局の制定について原案通り決するに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

日程第10 常任委員及び議会運営委員の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員及び議会運営委員の選任について委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって常任委員及び議会運営委員の選任については名簿のとおり選任するものと決定しました。

日程第11 特別委員会の設置については防災及び交通安全対策に関する調査、病院建設に対する調査、議会だより編集に関する調査の各件を議題といたします。

お諮りします。

防災及び交通安全対策に関する調査については、7名の委員をもって構成する防災交通安全対策特別委員会を、病院建設に対する調査については、7名の委員をもって構成する病院建設促進特別委員会を、議会だより編集に関する調査については、6名の委員をもって構成する議会だより編集特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査をすることといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、日程第11 特別委員会設置について、防災交通安全対策特別委員会、病院建設促進特別委員会、議会だより編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第12 特別委員の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって特別委員は、お手元に配りました名簿のとおり、常任委員及び議会運営委員の選任については名簿のとおり、選任するものと決定しました。

議事運営上、小休いたします。

(時に11時18分)

(時に11時23分)

議長 会議を再開します。

ご報告申し上げます。各委員会の委員長及び副委員長の互選の結果については、お手元に配布の役員名簿のとおりです。ご報告しておきます。

日程第 1 3 海部郡特別老人ホーム事務組合議員の選任について  
日程第 1 4 海部老人ホーム町村組合議員の選任について  
日程第 1 5 海部郡衛生処理事務組合議員の選任について  
日程第 1 6 海部消防組合議会議員の選任について  
日程第 1 7 国民健康保険運営協議会委員について の一括議題として  
いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。一括議題といたします。

日程第 1 3 海部郡老人ホーム事務組合議員の選任について

日程第 1 4 海部郡海部老人ホーム町村組合議員の選任について

日程第 1 5 海部郡衛生処理事務組合議員の選任について

日程第 1 6 海部消防組合議会議員の選任については、議長のあて職と  
いうことでございます。

日程第 1 7 国民健康保険運営協議会委員については、文教厚生委員長  
副委員長のあて職となっております。

続いて農業委員につきましては、公選の農業委員さんが7月19日で任  
期満了になり、その後に選挙が行なわれますので、議会推薦による農業  
委員につきましては、6月議会以降に推薦したいと存じます。よろしく  
お願いします。

議事進行上の都合で本日は延会いたします。27日28日と休会し、5  
月29日月曜日午前9時より再開いたします。本日はお疲れさまでした。  
ありがとうございました。はい。

すいません。先ほどの議長あて職と、それと文教委員長副委員長の健康  
保険運営協議会の議長あの方委員長副議長のあて職になっておりますの  
で、それにて了承お願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございました。異議なしと認めます。

よって議事進行上の都合により本日は延会といたします。先ほど言った  
ように27日28日は休会し、5月29日午前9時より再開いたします  
ので、よろしく願いいたします。

(時に午前11時27分)

5月29日(月)

(時に午前9時00分)

- 議 長 笹田議員が所用のため少々遅れるということの報告がありましたので、皆さんにお知らせしておきます。
- おはようございます。ただ今の出席議員は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより休会前に引き続き会議を再開いたします。
- 本日の日程につきましては、お手元に配布してあるとおりでございますので、説明を省略いたします。
- 日程第18 町長提案理由の説明について 議題といたします。藤井町長お願いいたします。町長。
- 町 長 おはようございます。美波町における第1回の臨時会を招集いたしましたところ、全員に近いご出席をいただきまして、ご審議賜りますこと誠にありがとうございます。議案の提案説明の前に、一言お祝いを申し上げます。議員各位には、さる5月14日に執行されました美波町議会議員一般選挙にあたり、ご当選の栄を得られ、謹んでお祝いを申し上げます。今後、ますますのご活躍ご発展を、心からご祈念申し上げる次第でございます。
- 議会と執行官とはよく車の両輪に例えられますが、住民福祉向上の視点に立ち、常に緊張感のあるチェックアンドバランスのもと、相協力して事務事業の推進を計ってまいりたいと考えております。
- さて、わたくし同時に執行されました町長選挙におきまして、多くの町民の方々からご支持をいただき、初当選の榮譽を賜り美波町の初代町長として、町政を担当することになりました。経済社会が目まぐるしく変革する状況の中、多くの町民の信託を賜りましたこの重責を、強く深くかみしめているところでございます。昨今、自治体を取り巻く行財政環境は、極めて厳しい状況の中にあります。が、このような変動期の時節であるだけに、町民の皆さんと共に絆を深め、町民が信頼し合う安定した町づくりを、しっかりと前進させていかななくてはなりません。過疎、辺地という言葉はございますが、それを町民の生活の場において、実感させないような夢と希望のある美波町の実現に向けて、わたくしが先頭に立って、職員と一丸となって、渾身の努力してまいりたいと考えてお

りますので、何卒議員の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に提案しご審議をお願いする議案について、その概要をご説明申し上げます。なおご説明の前に、わたくしのこれからの町政運営にかかる所信につきましては、6月定例議会においてご説明させていただきたく存じます。

今般の議案の上程につきましては、専決処分報告1件でございます。3月31日の合併に伴い、町長職務執行者が行ないました専決処分報告でございます。

専決第1号は、美波町役場の位置を定める条例他182件であります。旧由岐町と旧日和佐町が廃止され、新たに美波町が設置されたことにより、旧町単位で制定されていた条例が失効することとなるため、新たに183件の条例を制定したものであります。

専決第7号は、美波町指定金融機関等の指定についてであります。地方自治法第168条第2項第3項及び第4項の規定により、指定金融機関に株式会社阿波銀行を、指定代理金融機関に株式会社徳島銀行を、収納代理金融機関に海部農業協同組合・徳島県信用漁業協同組合連合会及び日本郵政公社を指定したものであります。

専決第9号は、公平委員会への事務委託についてであります。地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会事務を徳島県に委託したものであります。

専決第10号から専決第23号までは、一般会計の他11の特別会計と2つの事業会計のあわせて14会計の、平成17年度暫定予算専決、いわゆる一日予算の専決であります。

専決24号から専決37号までは、一般会計のほか11の特別会計と2つの事業会計の平成18年度の暫定予算専決、いわゆる3ヶ月予算の専決であります。

専決第38号は、美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは昨年的人事院勧告に基づく、給与の構造改革による一部改正であります。

専決第39号は、美波町税条例の一部を改正する条例の制定についてであり、地方税法の改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

専決第40号は、美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方税法の改正に伴い、公的年金等の控除の見直し、及び老年者控除が廃止されたことにより、国民健康保険税の負担が増加する高齢者に配慮するための措置を講ずるため、地方国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

専決第41号は、美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条

例の制定についてであります。これは本年四月より、介護保険法の一部を改正する法律が全面施行されることに伴い、地域包括支援センターの設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

専決第43号は、美波町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは災害等による被災者に対して、本来の目的に支障をきたさない範囲で、空き室の利用を可とするため、地方条例の一部を改正するものであります。

専決第44号は、平成18年度一般会計暫定補正予算第1号で、老人保険事業特別会計の平成17年度清算に伴う繰入金金を、追加補正するものであります。

専決第45号は、平成18年度老人保健事業特別会計暫定補正予算第1号で、平成17年度の歳入が翌年清算になることから、不足分を平成18年度予算から繰り上げ、流用するための補正予算であります。

以上、合併に伴う条例制定の専決2件、条例数で184件、条例の一部改正の専決4件、指定金融機関等の指定の専決1件、公平委員会への事務委託の専決1件、平成17年度暫定予算専決14件、平成18年度暫定予算専決14件、平成18年度暫定補正予算専決2件の合計38件の専決処分をいたしておりますので、ここにご報告しご承認をお願いするものであります。なお議案の詳細につきましては、担当課長からそれぞれ説明をいたさせますので、ご審議のうえ原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 町長提案理由の説明が終わりました。ただ今から議案審議に入ります。お諮りいたします。

日程第19 議案第1号専決処分報告承認について 専決第1号 美波町役場の位置を定める条例他182件について 新町初めての条例を制定するもので、美波町条例規集の関係がございます。また、美波町議会議員規則第36条の規定により、一括して議題といたします、いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

日程第19 議案第1号 専決処分報告承認について 専決第1号 美波町役場の位置を定める条例他182件について 議題といたします。当局の説明を求めます。影治総務課長。

総務課長 (議案第1号・専決第1号他の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行ないます。質疑ございませんか。北山議員。  
16番議員 それでは質疑をさせていただきます。今総務課長が説明されたように膨

大な量の条例ですので、住民にわかりやすくするため、仕分けをしていただきたいと思います。そこでこの条例を策定する作業をされた方、どなたがされたのかお聞かせをください。

議 長 総務課長。  
総務課長 作業につきましては、それぞれの事務調整ということで、それぞれの担当のところで行なっております。

議 長 北山議員。  
16番議員 それでは、担当の方々にお聞きをいたします。  
わたしはこの条例を策定するにあたって、大別すれば六つに分けられると思います。

まず一つめは、由岐町の条例と日和佐町の条例の内容が同じものを美波町の条例としたもの。二つめは、由岐町の条例を改正し、また日和佐町の条例も改正し内容を同じにして美波町の条例にしたもの。三つめは、由岐町の条例の中で由岐に必要で設置しておかなければならないもの、また日和佐町の条例の中で日和佐町に必要で設置しておかなければならないもの。四つめは、由岐町にあって日和佐町に無かったもの、また日和佐町にあって由岐町に無かったものを美波町条例としたもの。五つめは、両町に無かったものを新しく美波町条例としたもの。これはこれからと思いますが、現段階で提案しようと考えているもの、また検討をしているものがあれば教えていただきたいと思います。それと六つめは、由岐町の条例の中で廃止をしたもの、また日和佐町の条例の中で廃止をしたもの。というように分けられると思いますが、思います。ので、教えていただけたらと思います。また六つめの廃止にしたものについては、理由もお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 総務課長。  
総務課長 今のご質問なんですけれども、質問の内容が割と大きいので、今回の新たな条例の制定につきましては、事務の調整方針っていうのを申し上げさせていいただきまして、全体的なちょっと話を、前段でさせていただけたらというふうに思います。

今、北山議員さんがおっしゃられたように、六つの項目に分かれるかなとは思いますが、わたしどものほうでは、一応合併協議会の事務調整方針が、二つございました。その二つを受けまして、その二つといいいますのは、二町に共通して設置、制定されている内容に差異の無い条例については、現行の例により新町において制定するというのと、もう一つが二町共に制定されているけれども内容に差異のあるもの。もしくは一町のみ制定される、されているものについては事務事業の調整内容を元に支障のないように調整して、新町において制定するというような、二つの事務の調整方針がございました。で、それを受けまして、実務的には、三つの調整方針といいいますか、の形の中で条例の制定を行



なっております。

一つは、二町に共通する条例については、調整の上制定いたしております。それから、二町共に制定されているけれども内容に差異のあるもの、または、一町のみ制定されているもの、というものにつきましては、事務事業等を勘案しまして、支障の無いように制定をいたしております。それから三つめですが、条例の中で、北山議員が言われた最後の分になりますけれども、条例自体が、有名無実でありましたり、その効をなしていないといえますか、のものにつきましては、検討の上、廃止もあり得るといようなことで行なっております。で、そのことにつきましては、新町におきまして再度条例制定の必要があれば、また制定をするといような考え方で行なっております。

総体的なことを申しますと、旧の由岐町では、条例数が141ございました。で、旧の日和佐町では、157の条例数がございました。で、その中で整理・統合・廃止といたしましてよく似た条例なんかで統合したのもありますし、最後申し上げましたように、廃止した条例もありますけれども、旧由岐町ではその数が13本でございます。で、日和佐町で20本ございました。そのようなものをトータルいたしまして、183本ということになっております。それで、議員おっしゃられた1番から六つについてそれぞれがどれに当たるかっていうのは、充分それをできてませんので、今この場ではちょっと申し上げられませんが、また時間いただけましたら、その分だということでご報告したいと思しますので、よろしく願いいたします。

議 長  
16番議員

はい、北山議員。

それでは、後日報告いただけるという答弁ですので、また後日の報告を待ちたいと思います。

それでは内容について、美波町条例第3号の美波町広告式条例について。掲示場所についてお聞きをいたします。この条例では3箇所になっていますが、由岐町の条例では8箇所でした。日和佐町の条例では何箇所だったんですかね。

議 長  
総務課長  
議 長  
16番議員

はい、総務課長。

日和佐町は、23箇所でした。

はい、北山議員。

ということは、31箇所ですかね、旧の条例では。それを3箇所にして、3箇所と少なくして、広報上問題は無いのか。また、その少なくした理由を教えてくださいたいと思います。

議 長  
総務課長

総務課長。

この広告式条例の箇所数につきましては、由岐・日和佐の二町の合併協議会の前にありました、上灘の三町合併のときにすり合わせができておりまして、そのときの話といたしますか、調整をもとにしております。そ

のときの調整っていうのが、牟岐町1箇所、日和佐町1箇所、由岐町1箇所というようなことをごさいますして、その調整をそのまま引き継いだというようなかたちになっております。それとあと、支障が無いのかというところをごさいますすが、どういった答えたらいいかちょっとわかりませんが、広告場所はそうにならなくても、それぞれの町の行政内容でありましたり、行政に関する情報といえますのは、広報それからホームページ等で、住民の方に知らせれるということもごさいますして、この広告式条例の箇所で大丈夫ではないかというふうにごさいます。

議 長  
1 6 番 議 員

北山議員。  
今おっしゃられたように上灘の、上灘の合併の協議をもとにやった、これは美波町の新しい町ですので、やっぱり新しい町でちゃんとこう議論をして、決めていただきたいと思います。それとホームページ、それに代わる手立てとして、ホームページがあるって言いますが、ホームページがどれほどの町民が見ているのか、そこらのところはある程度把握されとんですか。そこらのところもう一度お聞かせください。

議 長  
総 務 課 長

総務課長。  
住民の方が、どれだけのいわゆる情報のネットワークを持たれてるかというのは、承知いたしておりますけれども、先ほど申しましたホームページだけでなく、広報が毎月一回出ておりますので、そのようなことで複合的に町民には、情報が提供できるというふうにごさいます。

議 長  
1 6 番 議 員

北山議員。  
わたしは、できるだけ多くの手立てをもって、周知広報にしていきたいと思います。今の答弁は、すべてなんか理由にはなっていないような感じがいたしますので、これからはもう少し議論を詰めて、考えていただきたいと思います。

それと次に、美波町条例の98条の美波町海亀保護条例について。第4条で、大浜海岸と出ておりますが、なぜ大浜海岸だけなのか、他にも海亀が上陸する場所はあるように思いますが、そのことについて、策定されるときに検討をされたのかどうか。お聞かせを願いたいと思います。

議 長  
消 防 防 災 課 長

寺内課長。  
当時の担当でありました寺内です。この大浜海岸ということですが、大浜海岸は国定公園、天然記念物の保護、アカウミガメが、になっておまして、そこから出てきておりますので、その美波町海亀保護条例に謳いました大浜海岸というときには、他の田井ノ浜でありますとか、明丸海岸につきましては、検討いたしてありませんでした。

議 長  
1 6 番 議 員

北山議員。  
この条例は美波町全体の条例というように、わたしは理解するんですけど、となれば当然やっぱり他のところも、検討するべきではないかと思

うんですが。どうですか。

議 長  
消防防災課長

はい、寺内課長。

本来的にはそう考えることもできますけれども、海亀保護監視員を設置するためのもとでもありますので、その海亀保護監視員保護体制をどうとるかというところから、このような形で制定させていただきました。また、今後必要があれば、検討されるべき課題かとは思いますが。

議 長  
1 6 番 議 員

北山議員。

海亀の監視員のことから、まず入ったちゅうことですか。海亀の補助、保護から入ったっていうわけではないわけですか。

議 長  
消防防災課長

寺内課長。

どちらかということでありましてけれども、海亀保護がありますから、海亀監視員を置くということでありまして、どちらかということでもないとは考えております。

議 長  
1 6 番 議 員

北山議員。

はい。これからは、海亀を保護という観点から考えていただきたいと思えます。

議 長  
7 番 議 員

他に質疑ございませんか。戎野議員。

総務課長の大体の答弁はわかって、いろんなこの違いのある条例について、調整をしていくということなんですが、その調整、実際この条例が動いてみて、その調整をやっていこうという条例ですから、変えていく目処というか、全体を把握していく、そういう方針というんは、どういうふうに目処を置くのか。例えばもうすでに、合併に伴って人の配置もし、新町の課の条例が6号で出てますけど、合併に伴っては、どうしても仕事の負荷が本庁というか、そういう中心のところに偏ってくると、ということでその調整、この課の配置を変えることによって、その見直しというかチェックというアセス、ひとつのアセスメントですかね、そういうものをきちっとやっていく、その方向をですね、この全体の条例の中に、それぞれこれから入れていくのかちゅうことを、もうちょっと詳しく関連して質問したいと思えます。

議 長  
総 務 課 長

総務課長。

今のあれですかね、課の、いうたら構造改革的なとか、そういうのもあり得るかとかいう話ですかね。まず、課の設置条例とかに始まります組織のことにつきましては、町長の考えもございまして、新たな行政需要とか、それからこのこれだけの厳しい行財政でありますとか、いろんなものを勘案しまして、組織の改変はまたあり得るかもわかりませんが、そのあたりはわたしよりも町長のほうに譲りたいと思えますが。

それからあと条例のすり合わせの方針、ていうことでございましてけれども、一応この条例につきましては、新町の条例ということで、発足して発行しております。で、議員でありますとか、住民の方とかいろいろ見

ていただきまして、今後、改正が必要だというようなことがあれば、また一部改正等で、また改正していくというような、手続きになるかと思うんですけれども。事務サイドでは、合併後調整するというようになっております項目につきましては、早急にしていくんですけれども、このそれがすぐさまこの条例に、反映されるといいますか、影響が及ぶというようにはまあ、考えてはおりませんで、そのような必要があれば、一部改正も行ないますし、新たな条例が必要になれば、また新たな条例を制定させていただくというようなことで、やっていきたいというふうに思っております。

議 長  
7 番 議 員

戎野議員。  
ということは新たな条例、また条例の改正も含めてやっていくということなんですが、そのやり方について、実際住民からその例えば日和佐にある、旧日和佐にあるものに、違いのそれぞれ差異のあるものについて、要望をちゃんと、どういうふうに把握していくのか。ただ議会だけの意見で、やっていこうとするのか。そのとり、意向の取り方をね、一つのこの条例の改正の目安に、どういうふうにとらえていくのかなあ、ということをお聞きしたかった、と。

議 長  
町

町長。  
自席からご答弁させていただくことをお許してください。専決、条例の専決について、いろいろ規範の制定のあり方について、貴重なご意見あると思います。で、市町村の定めております、特に町が定めている旧町二町が定めておる条例は、大体まあ、数は大いにございますが、固有の条例というよりは、大体組織とか施設を作った場合の管理運営が大体中心。特別会計の経理を分別するために必要な会計。それ以外に最近地域作りを起す上で、文化振興であるとか、住民の意見を聞くのは、もう少し今の地方自治法以外にもっと聞く方法はないかと、それは条例で定めると、こういうような動きがございます。

先ほどの北山議員さんのお話を聞いておりますと、確かにその海亀保護っていうことになってございますと、それは新しい美波町にはあっちにもこっちにもあると、赤もあれば青も、亀もあるだろうと。で、何を視点において、その条例を起案をつくるかという視点に立つならば、やはりこれは先ほどのご意見は、これは近いうちにもう一度考えを巡らせなきゃいかんああと考えております。

また、ただ今の戎野議員さんのお話は、どういうふうなこと、条例の制定には、町長の提案もございませすれば、住民に選ばれた議員さんによる議会提案という条例もございませしょうし、あるいは住民には、条例を制定を求めるといふ権利もあります。これは多数の手続きが要ると。そういう方法がありますけれども、議員の議会から提案されることにつきましては、僭越で言葉を避けますが、わたくしの方でまあ、合併するに、

急なあまりに杜撰であったとは申し上げませんが、じっくりと法制上の立場で、その経理とか試算、施設を管理する以外に、これから新町としてどういう町づくりの方向を示すかという文化志向、社会的、あるいは福祉増進のために、法律の範囲内でどのようにするかについて、今後、今後というのはこの合併当初の18年ぐらいこの十ヶ月か、十一ヶ月ぐらいの間にですね、これは補正をしてまた高度な立法技術を要しますので、その技術と目的とを十分理解できるようなチームでもこっさえしてですね、ただ今のところは両議員のご意見でございますが、いちいちごもっともな点がありますのでね、町長提案についてはそういうふうを考えております。

あと条例制定する動きっていうのは、今後、いろいろ地方制度調査会でも言われておりますように、これからは地方議会、特に市町村議会の活性化が望まれると、なんか論調でなされておりますことでもありますので、先生方のほうにおかれましても政策をひとつ形成していくんだと、世論を引き上げていくんだというご観点からなる、また条例のこともあるだろうと、それは言及を差し控えます。いずれにいたしましても、今ご指摘の点も踏まえて、慎重に、限られた職員で両町が、必死になってやった結果でございまして、違法であるとか、法律に反するという条例の無い限りこれで運用しますが、見直しにつきましては、年内にプロジェクトを作って実態に即応すると同時に、先ほどの両議員のご指摘のように、統合して新しい視点に立ち返って条例の目的を、ひとつアウフヘーベンしていく、上昇していくということをひとつ年内にやってみたいと考えております。長くなりました。以上です。

議長  
7 番 議員

戎野議員。

大枠は、わたしはその通りで、賛成でございますが、例えば今話しました、話に出ておりました北山議員の出されておりました、海亀保護条例ひとつを取った場合ですね、この第4条にも海亀の卵を採取する時は、町長の許可を受けなければならないとなつてんですが、まあ普通国定公園に指定されていない、例えば海南の大里の海岸でも、採取するとき、卵を採るときには、研究とか調査のみだけであって、なかなかこれも県の許可が厳しくて、ほとんど難しいという、そういう中で、さらに厳しいはずである国定公園の、このいわゆる公園に指定された大浜海岸で、町長だけの許可でこういうふうなのが、できていけるのか。そういう条例を今までのところの条例をそのままなのか、新たにしていって中で問題が無いのかという、その見直しをやられているのか。まあひとつ、この海亀の卵にひとつ例をとって言ったわけですけど、そのあたりは充分検討されたんでしょうか。

議長  
消防防災課長

寺内課長。

実際の運用上につきましては、県の漁業規則がありますので、特別採捕

許可をいただきながら、実施しております。で、町長の許可をもらって、その特別採捕の申請を出しますので、そのような流れで、条例として、そのまま慎重に、調整させていただいております。以上のような結果です。

議長 教育長 教育長 委員会に向山です。今、特に海亀保護について、ご質問があったわけですが、今後ですね、これにつきましては、教育委員会のほうの管轄になって、検討していくかと思っております。特に海亀についてはですね、以前から、由岐町では田井ノ浜とか白浜地区、大浜に限らず、上陸をしております。数は大変残念ながら少なくなっておりますけれども、現在の自然環境保全保護活動等鑑みますと、町全体でそういった施策を考えていく必要があるかと思っておりますので、近いうちに関係者で協議して、いい方向に検討進めて、施策を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長 10番議員 山本議員。10番 山本。条例88号の図書資料館の設置に関する条例の、第7条。これは、図書館法に基づく専門的職員である館長並びに専門的職員を置く、となっておるが、現に司書員等は配置しとんか、お聞きします。それともう1点、条例177号の上水事業、その9条の新設等の費用負担について。これまあ配水管から取り付けまでは、個人負担になっているが、個人負担でなく、これからは町、町上水道組合が負担するべきではないか。まあ法的な規制もあろうかと思っておりますが。まあ、普通一般、四国電力等他のことでも、結局メーターまでは、大体事業者負担になっておるように思いますが、そのこのとこどういような根拠を元に、こういうような、なに方法をとっているのか、お聞きしたいと思っております。

議長 教育次長 次長。山本議員の質問に、お答えをさせていただきます。条例第88号の図書資料館の設置に関する条例の、第7条の図書資料館に館長及び専門的職員及び技術職員を置くということになってございますが、現在のところ専門的職員の配置はしてございません。以上です。

議長 今津水道課長 水道課長。上水道の、個人家庭に引くということの費用でございますが、これは何を元にこういうふうなんを個人から取る、ということを決めてるのかということですが、今現在ちょっとはっきりしたことが言えませんが、また、後ほど回答させていただきたいと思っております。

議長 10番議員 山本議員。条例88号の図書資料法については、これは早急に取り組んでいくべき問題ではないのか、と思うけれど。それともう一点。まあいろいろこれ北山議員に戎野議員も言われていましたが、制度自体がもう年数も経っ

ており、大分もう制度疲労等があるんで、今後検討していくべきものであると思う、な、これ。以上です。

議 長  
1 5 番 議 員

他に質疑ございませんか。坂口議員。

今いろんな議員から、この184条に対する質疑がいろいろ出ております。で、その中で町長答弁の中で、今年度中にプロジェクトを組んでまあ見直しなり、改正をやっていきたいという答弁だったと思うんです。これは職員だけでそういうプロジェクトを組むのか、それとも条例によったら、民間を入れなくてはならないような問題もあると思うんです。この180何条の条例をどういう形で見直すプロジェクトを組むのか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

議 長  
町 長

町長。

はい、自席から失礼します。ま、これ180何本の条例ございますが、大体は、そのまあ庁舎の位置とか会計を設置するとかいうのが大方なんです。で、それでご議論になっておりますのは、町両町が合併して文化とか歴史とかその施設とか運用とかを、そのどういうふうにしていくかっていうところについてですね、見直しをするっていうことでございまして。例えば海亀についてでございますと、そうだなと田井ノ浜も入れよう、明丸も入れようっていうんでなくて、その実体についてや改正は、ただ単に町内的なプロジェクトでなくて、その条例が保護しようとする目的をよく知悉した民間、時には専門家、そういうものを入れてですね、入れてというのは大変失当な言葉でございますが、ご意見も聞くという手続きを経た上でやらなければ、町内ですね、勉強しているつもりで職員もおるつもりではございますが、ご意見聞いたほうが、よりベターであるっていうことは、当然だと思っております。あるいはこれから荒れた海、荒れた山をどうするかというようなことなどにつきましてもそうでございますので、そういったようなことなど、いわゆる目に見えるものを管理するだけでなく、目に見えないものを作り育てていくというような、あるいは産業を奨励して行くようなと、こういうような条例もあろうかと思えます。で、それらにつきまして、年内ということになりますと、仰せのとおり役所だけの知識とか情報ではなく、関係する広いご意見を聞かなければなりませんから、一年ぐらいかかるかなあと思って、ご説明を申し上げさせていただいた次第でございますので、ご了承賜りたいと存じます。

議 長  
1 5 番 議 員

坂口議員。

そんな町長のやり方の中で、できるなら6月なり9月までには、こう、この何条については、こういう方々を入った中で条例を考えていくとか、そういうのが一つ二つなり出てくると思うんです、180何条の中には。そういうふうなやり方っていうのは、ご連絡をいただきたいという希望して、質問とさせていただきます。

議 町 長 はい、町長。  
長 えっと、6月とかなりますと、もう、すぐこれ6月議会がございますので、もう少なくとも半年くらいは、いただきたいと存じますので、ご質問の趣旨を踏まえて、取り組むつもりでございますのでご了承を。再度ご答弁とさせていただきます。

議 長 他に質問ございませんか。  
質疑がないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
日程第19 議案第1号専決処分報告承認のうち、専決第1号 美波町役場の設置を定める条例他182件について原案どおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしという声で、異議なしと認めます。  
よって本案は原案通り承認いたしました。  
時間も少し経ちましたので、小休させていただきます。十分ほど小休して再開いたします。よろしく申し上げます。じゃあ、10時20分から再開いたします。

(時に午前10時7分)

(時に午前10時22分)

議 長 それでは再開いたします。  
専決第7号 美波町指定金融機関等の指定についてと議題とし、もう1件 専決第9号 公平委員会への事務委託について 2件を議題といたします。総務課長の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (専決第7号、専決第9号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。2件について質疑を行います。質疑ございませんか。  
はい、山本さん。

10番議員 この指定金融機関ですけどね、阿波銀行と徳銀の違い、これ事務の一部とはどこを指しとんですか、具体的には。

議 長 総務課長。

総務課長 一義的には、指定金融機関は、一つだけ定めなければならないということになっておりまして、阿波銀行がその役目を負って、負ってくれてます。で、その阿波銀行と徳島銀行の間で契約を結びまして、その町の公金の収納、また支払いの一部を徳島銀行に委託といたしますか、することができると、委任することができるということになっておりまして、実



務的には、収納をやっていただいているということによろしいかなと思います。

- 議 長 会計課長。失礼します。株式会社徳島銀行におきましては、上水の、公金の収納及び支払いを行っております。上水のみです。
- 議 長 他にございませんか。質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。専決第7号 美波町指定金融機関等についての専決第7号と専決第9号 公平委員会への事務委託について原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認いたしました。続きまして、専決第10号 平成17年度一般会計暫定予算、専決第11号 平成17年度国民健康保険事業特別会計暫定予算、専決第12号 平成17年度老人保健事業特別会計暫定予算、専決第13号 平成17年度住宅改良資金貸付事業特別会計暫定予算、専決第14号 平成17年度育英奨学金貸付事業特別会計暫定予算、専決第15号 平成17年度赤河内財産区特別会計暫定予算、専決第16号 平成17年度国民宿舎特別会計暫定予算、専決第17号 平成17年度簡易水道事業特別会計暫定予算、専決第18号 平成17年度漁業集落排水事業特別会計暫定予算、専決第19号 平成17年度公共下水道事業特別会計暫定予算、専決第20号 平成17年度介護保健事業特別会計暫定予算、専決第21号 平成17年度国民健康保険阿部診療所特別会計暫定予算、専決第22号 平成17年度水道事業会計暫定予算、専決第23号 平成17年度病院事業会計暫定予算。以上14件を一括審議いたします。説明をお願いいたします。影治総務課長。
- 総務課長 (専決第10号の説明をする)
- 議 長 ありがとうございます。続きまして、専決第11号 平成17年度国民健康保険事業特別会計暫定予算を、山路課長より説明をお願いします。
- 税務保険課長 (専決第11号の説明をする)
- 議 長 ありがとうございます。続きまして、平成17年度老人保健事業特別会計暫定予算を、濱住民課長より説明をお願いします。
- 住民福祉課長 (専決第12号の説明をする)
- 議 長 ありがとうございます。それでは、専決第13号 平成17年度住宅改良資金貸付事業特別会計暫定予算を、鈴木建設課長よりお願いいたしま

す。鈴木課長。

建設課長（専決第13号の説明をする）  
議長 長 ありがとうございます。続きまして、専決第14号 平成17年度育英奨学金貸付事業特別会計暫定予算を、丸岡教育次長より説明をお願いします。丸岡次長。

教育次長（専決第14号の説明をする）  
議長 長 ありがとうございます。続きまして、専決第15号 平成17年度赤河内財産区特別会計暫定予算を、栗林産業振興課長より説明をお願いします。栗林課長。

産業振興課長（専決第15号の説明をする）  
議長 長 ありがとうございます。議事運営上都合により、小休いたします。11時30分から、再開いたします。それでは小休します。

（時に午前11時13分）

（時に午前11時29分）

議長 長 それでは時間となりましたので、始めさせていただきます。専決第16号 平成17年度国民宿舎特別会計暫定予算を、岡本うみがめ荘支配人より説明をお願いします。岡本支配人。

国民宿舎支配人（専決第16号の説明をする）  
議長 長 ありがとうございます。続きまして、専決第17号 平成17年度簡易水道事業特別会計暫定予算を、今津課長よりお願いいたします。今津課長。

水道課長（専決第17号の説明をする）  
議長 長 ありがとうございます。続きまして、専決第18号 平成17年度漁業集落排水事業特別会計暫定予算、専決第19号 平成17年度公共下水道事業特別会計暫定予算、2件を、鈴木建設課長より説明をお願いします。鈴木課長。

建設課長（専決第18号・専決第19号の説明をする）  
議長 長 ありがとうございます。続きまして、専決第20号 平成17年度介護保険事業特別会計暫定予算を、濱住民福祉課長より説明願います。濱課長。

住民福祉課長（専決第20号の説明をする）  
議長 長 続きまして、濱住民福祉課長より 専決第21号 平成17年度国民健康保険阿部診療所特別会計暫定予算を、説明してください。課長。

住民福祉課長（専決第21号の説明をする）  
議長 長 ありがとうございます。それでは、時間の都合で昼食とさせていただきますが、午後は13時30分より開会いたします。よろしくお願いま

す。それでは、小休とさせていただきます。

(時に午前 11 時 58 分)

(時に午後 1 時 28 分)

- 議 長 それでは午前中に引き続き会議を開きます。  
専決第 22 号 平成 17 年度水道事業会計暫定予算、今津水道課長説明  
お願いいたします。今津課長。
- 水道課長 (専決第 22 号の説明をする)  
議 長 ありがとうございます。続きまして、専決第 23 号 平成 17 年度病院  
事業会計暫定予算を、古字病院事務長から説明をお願いいたします。古  
字事務長。
- 病院事務長 (専決第 23 号の説明をする)  
議 長 はい、以上でありありがとうございました。以上で、専決第 10 号より専決第  
23 号までの、10 号を含め 14 件の説明を終わりました。  
ただ今より、専決第 10 号から専決第 23 号までを一括して質疑を行な  
います。久保議員。
- 5 番 議員 専決第 22 号の水道事業会計の中で、第 2 条の給水戸数が 1960 戸、  
その中で年間総給水量が 1644 立米ですか。これ一日平均といっしょ  
になっとな、これどういうように理解してええんですか。
- 議 長 はい、今津課長。  
水道課長 これはあのこの暫定予算が 31 日、1 日だけですので、はい、1 日とこ  
れでおおとうとすることでございます。
- 議 長 はい、久保議員。  
5 番 議員 それからもうひとつお聞きしますが、この暫定予算の中の 36 ページ、  
日和佐小学校の耐震診断委託料 861 万円、これ確かに 12 月の議会で、  
お聞きしたんですが、739 万円で業者が落札しとんですね。あのとき  
の説明では。それがどうなっているのか、その結果が、3 月の 20 日に  
報告 20 日頃に報告ができるとお聞きしとんですが、それはどのようにな  
ったんか、それを一応お聞きしたいと思います。
- 議 長 教育次長。  
教育次長 一般会計の方の予算で、日和佐小学校費の 36 ページでございますが、  
そこの委託料といたしまして、日和佐小学校費の中で委託料として、耐  
震診断の委託料が 861 万円と。この辺につきましては、久保議員のご  
指摘のとおり 12 月補正へ対応しまして、工期を一応 12 月の 29 日か  
ら 3 月の 20 日ということで、その委託料を入札の結果、業者が 7,3  
29,000 円で落札をいたしております。で、その後結果でございま  
すが、3 月 20 日に出まして、その後ですね、業者が出した結果なんで、

これを確かにそうですよという第三者機関で評定業務といたしますか、お墨付を貰わないかん委託料の部分がございます。それが繰越事業として、現在実施をいたしております。で、その分の請負額が986,850円ということで、その差額分については、当初の入札した時の請負差額となっております。で、その結果については、一応5月末頃に、第三者機関の検査結果が報告される予定となっております。以上でございます。

議 5 番 議 員 長 久保議員。  
結果はどのように、判断したらええんですかね、これ耐震結果の、学校が大丈夫だった、この頃、こないだうちもジャワ島でも地震が起きるということで。確かに耐震の調査だったと思うんです。これは、どのように受け止めてもええんですか、これ。

議 教 育 次 長 長 はい。  
この耐震診断を実施した理由といたしますのは、建替えをする時は、当然補助事業にのっていかないかんということがございますんで、そのために耐震診断を実施いたしまして、それが建替えの方のメニューにのれるのか、あるいは、耐震補強に、でいくのかというその判断をする診断でございます。で、その業者が出てきた結果は出ておりますが、それが第三者機関に確かにこれこうですよという結果が、を待ってですね、判断をさせていただくということでしてありますんで、今の時点で検査結果がどうこうというのは、ちょっと今の時点では、お答えしづらいところがございますんで、ご了解いただけたらと思います。

議 5 番 議 員 長 久保議員。  
そうすると、第三者機関で検討して、その後の判断ですか。そのように受け止めていいんですね。いつ頃その時期はいつ頃になるんですか、それ。

議 教 育 次 長 長 教育次長。  
第三者機関の検査結果によりまして、それが要するに補助事業にのっていける判断基準になりますんで、その検査結果の値によって、例えば建替えしたらどれぐらい費用が要るとか、補強でいったらどれぐらいになるとか、そういったあたりを検討して今後の方向を決定していくような格好になろうかと思えます。以上です。

議 5 番 議 員 長 久保議員。  
町長にお聞きしたいんですが、これが耐震結果が出て、仮に中学校小学校が建替えとなってきた場合のね、今後どの、どのあたりで建替えを検討するんですか、年数にして。

議 町 長 長 町長。  
自席からお答えします。築40年弱、で、義務教育用施設のみならず、当地域の密集地域の避難地になってるっていう二点ございまして、ご覧のとおり一目瞭然で、アルカリまけをしまして、鉄筋がもう露呈してい

るちゅう状況はご承知のとおりでございます。で、それは設置者としての自己判断ではなかなかいけないものですから、今、教育次長が縷々ご説明申し上げましたように、いわゆる耐震診断を行ないました。従来ですとその結果によって、設置者の判断で文部科学省に申請すべきところでございますが、ご案内のような偽装偽計等々の問題が起こったものですから、しっかりした耐震技術診断技術を持った業者といえども、その結果で即わたくしどもの議会の先生方のご判断当局のご判断という訳にいかない仕組みがございまして。

そこで今お話のように、まずはその耐震診断結果はお約束どおり3月の20日という工期で、それは成果品はできておるんですが、今それをここでご判断するよりももうひとつ、いわゆる業者の耐震診断業者の判断だけでなく、これを第三者機関上位の国とか県とかの、から構成されとる判断に第三者判定に任ずという二重のチェックの仕組みができてございました。その結果が、おそらく5月、今日あたりできてるんでございましょうかね、今日が5月29日でございますが、末日という成果品を納めるといふ道筋になっております。そこで、長くなりましたけども、で、これを受けてですね、なかなか単独事業でですね、その教育施設やっぱり巨額の経費をかけるわけですので、判断になるんですが、おそらく6月議会には、その第三者判断をですね、ご報告申し上げて、そしてご判断仰ぎたいところなんですが、わたくしの考え方といたしましては、児童生徒が減少してきておる今日、状況に鑑みて場所はやっぱり現地でですね、工夫をして建替えることが望ましいと考えておるところでございます。あとはまた近いうちに6月定例議会で判定も出ましようし、現地もよく見ていただいて、児童生徒の安全及び避難路であるということで。ちなみに、長くなりますが、今、国の予算におきまして、いわゆるその東南海地震に備えての補助率の改定ってということがございまして。実は2分の1と3分の1がございましてなんですが、長く説明かかるんで省略しますと。それで東海の方は、議員、政府立法なんだけれども、南海の方は議員立法であるというようなことなどから、たいへんその補助率が2分の1と3分の1があるんですが。体育館については、2分の1の補助なんですが、義務教育の教育用の施設については3分の1ちゅう定率補助金がございましたんですが、それが18年度清算等々で、いわゆる2分の1補助率になりつつございまして、わたしどもとしたら先生方のまたご判断のもとに、危険から脱却し現地でやるんですが、規模あるいは特定財源の確保に努めて、効率的で、贅沢でない、安全であると、現地だと、こういうようなフレームの中で取り組んでまいりたいと考えております。2年ぐらいはかかるかなとこう思います。

議 長  
10番議員

他に質疑はございませんか。質、あ、山本議員。

10番 山本。専決10号の一般会計予算の34ページの167番の地

域防災力推進事業、これまあかなり金額もはっておりますが、これどのような事業か、また、主だった項目をお聞きしたいんです。ほれともう一点、この86番の避難用品物品斡旋報奨費とはどのようなものかも、併せてお聞きしたいと思います。

議 長  
会 計 課 長

はい、会計課長。

この件につきましては、旧由岐町の、ニタコンサルタントの津波予想図えー違うね、ハザードマップを作成するためのですね、委託料でございました。それで、あと避難物品のことなんですが、一応旧由岐町の分なんですが、従来避難物品を斡旋いたしておりました。それで新町一日予算に、繰越って言うていいですか、一日予算に計上したわけでございます。3月30日で、実際やっておりましたが、支払いの方関係で、一日予算に計上したわけでございます。報奨費の件でございますか。斡旋の。報奨費の件でございますか。これにつきましては、一応婦人会ですね、取りまとめ等を行なっていたきまして、全地区由岐町旧由岐町の全地区の方に、斡旋をいたしており、取りまとめは、婦人会の方で行なっていたいております、ほんでまあお礼です。はい。

議 長  
10番議員

山本議員。

まあ地域防災力推進事業は、ハザードマップを作ったということで納得はできますが、自主防災組織とはあくまでも自主的に取り組む課題でありますので、最小限の補助で最大の効果を生むというような考え方で取り組んでいきたいと思い、たら美波町とかいろいろ住民の意見も聞きもって取り組んでいくべきものと思います。まあいろいろ要望というようなことで、また。

議 長  
8番議員

他に質疑はございませんか。はい、春田議員。

専決16号の国民宿舎特別会計暫定予算で、一般会計から繰入金700万というふうに入っておりますけれども、これはどういうことでしょうか。内容を。

議 長  
国民宿舎支配人

支配人。

はい、春田議員の質問にお答えいたします。歳入の方の一般会計の繰入金、700万円でございますが、こちらにつきましては、今日の、旧の日和佐町の方の予算とも関係してございます。それで17年度の予算の中には、16年度の決算の時点での歳入不足分約1,500万の金額が入っておりました。で、そちらの繰上充用という形で16年度決算、させていただいておりますが、その分とですね、あと17年度中の営業を続けておりましたわけですが、やはり収益の方が、歳出の方をはるかに下回るという形になりました結果、旧日和佐町の方で、一応3,000万円の予算を、専決で組んでいただきまして、そのうち2,300万円を旧町のほうで繰入れしていただいております。それでその差し引きの700万円をこちらの方の暫定予算のほうに、入れていただいております。

わけでございます、今現在、最終精査をしております、この中で歳入歳出の不足分の金額を頂戴して、決算するような予定であります。で、よろしいでしょうか。

議 長  
8 番 議 員

春田議員。

旧日和佐町でのということですけどもまあ、一般会計とこの特別会計というふうなところで、その一般会計の繰入金のその使い方というか、返ってくるものもあるし、そのまま一方通行というところもあると思うんです。このあたりを充分こう新町スタートしてですね、これを精査していかんとですね、やはりその財政圧迫というふうなところを改善していくってところが、非常にこう重大なときにですね、今たまたまその国民宿舎の、ということだったんですけども、他のその特別会計についてもですね、こういうふうなところちょっと、抜本的に見直していかんといかんのちゃうかと。例えばその国民宿舎、必要性っていうのは充分あると思うんですけども、これ例年こういうふうなマイナス、要するに赤字が出て、それを補填するというふうなところ、これをまあ野放しというか、野放しではないんでしょうけども、職員、支配人、先頭に立って職員の方一生懸命やられとるけれども、やはり今後のその財政圧迫というふうなところで、早急にですね、これ専決処分ということであれなんですけども、今後早急にそういうふうな特別会計についての、一般会計からの繰入金について、精査していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、そのあたり藤井町長、どのようにお考えになっておられるかというのをお聞きしたらと思うんです。

議 長  
町 長

町長。

特別会計の国民宿舎うみがめについてでございますが、ご案内のように徳島県全体ですね、その観光地の入り込み客が減少し、伴ってグルメあるいは物販の部分について、大変厳しい現象が起こっているというのはご承知のとおりでございます。

さて、まあ海部この臨海で、大変まあ、近畿京阪京葉地帯の皆さん方に対しても、たいへん人を惹きつける吸引力に恵まれた観光資源があって、でそこは、やはり観光資源っていうのは、やっぱり「する・見る・味わう」と、まあ食べるちゅうことなんで、その拠点として今日まで続けてきたと。現実論として、収入と支出が大体そうですね、累積で3,000万程度のいわゆる宿泊等の利用料金等の収入を上回る管理経費及び調達資材が要って、大体累積で3,000万ぐらい。若干宿泊部門は減少しとんですが、一日の利用状態で、食事物販の部分で上昇気運にあるということですが、累積の3,000万を解消するには、今ご提案のように抜本的な見直しをしなければならぬ、こう思っております。しかし、その見直しにあたっては、今までまあ徳島県も、大きい観光施設を指定管理とかいろんなその方向を進めて、役所自身は身軽になるんですけども、

地域経済としてどうなるんだろかっていう、まあ言葉は知っとうかもしれませんが、首を傾げる面もある。そこで具体的に美波町の国民宿舎をどうするかにつきましては、近くにありすいわゆるカレッタ、これはひとつの公共施設として経営しておるわけです。片方は国民宿舎として特別会計でやっとなるわけですが、これの双方を、平たい言葉で言えば、統合統括してそして社会教育的な作用としてやっておる部分と、もうひとつは観光宿泊を目途として目指してきたこれを統合この両機能を相乗効果を発揮することとして、近い年度において、いわゆる経営的な視点も加えてやっていくと。二つを一つにして相乗効果を発揮して、機能を無くさないで健全化する方法は、いかがかなあと考えておるところであります。

もうひとつは、せっかく道の駅ができて、かなりあの一店は、確かに物販部分は、開業一年を待たずして、予想を上回る集客と物販利益があるようでございますが、どうもあれが一店で終わってると。いわゆる今度新しい町として、まあ由岐町の方々も出店もしていただいておりますが、旧日和佐のベースでいっても考えてみましても、一店で終わってると。で、そこであれをもう少し回遊するためにも、やはりここから田井・山座をかけてずっと一連にするような意味におきましても、やはり今直ちにこれを無くするとかいうことでなくて、再考することによって、回流、こういう回流対流の拠点化すべく、まあ一年ぐらい後にはですね、経営方針を出してみたいと考えておるところでございます。これは、旧の日和佐だけでなしに、高規格が15分体系でできますので、で、これと由岐にもすばらしいものがあるんでこうぐるりと回すという一環の中での拠点性と、こういうようなことで、総合的に、海亀だけ直撃して物事を判断しなくって、せっかくの美波町としての資源を、点在するものを有機的にやって、いわゆる点を線にしたり、あるいは滞在時間を2時間から6時間とか、こういうようなことをただわれわれだけの力ではいけませんのでね、地元の業者を圧迫することのない、トラベル系統と観光行政等についても、ノウハウを実は接触、わたくしもまた再度ここへ来るとは夢にも思わなかったんですが。前半6ヶ月のときに、そういう近畿圏とも情報交換をして、いろいろなITを駆使して繰り出すと、こういう一環の中で、長くなったんですが、廃止はできないと。複合化してそしてもう少し新町としての回流拠点の回遊性の点として、合理化を込めて検討してまいりたいと考えているところですので、今後ともご提言をいただきたいと存じます。以上でございます。一年ぐらください。

議

長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようでございますから、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

専決第10号 平成17年度一般会計暫定予算以下13件の専決第21



号、22号 平成17年度水道事業、23号です。専決第23号 平成17年度病院事業会計暫定予算までの14件を原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、よって本案は専決第10号より14件の本案は、原案通り承認いたしました。

それでは、専決第24号から専決第37号までを一括議題といたします。専決第24号 平成18年度一般会計暫定予算を、説明を求めます。影治総務課長。

総務課長 (専決第24号の説明をする)

議長 ありがとうございます。続いて、専決第25号 平成18年度国民健康保健事業特別会計暫定予算を、山路税務保険課長より説明をお願いいたします。山路課長。

税務保険課長 (専決第25号の説明をする)

議長 ありがとうございます。それでは時間の都合で、14時45分まで小休させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(時に午後2時32分)

(時に午後2時46分)

議長 それでは小休に引き続いて、会議を開きます。専決第26号 平成18年度老人保健事業特別会計暫定予算、専決第27号 平成18年度住宅改良資金貸付事業特別会計暫定予算、この二つを濱住民福祉課長に説明をお願いいたします。濱課長。

住民福祉課長 (専決第26号・専決第27号の説明をする)

議長 はい、ありがとうございます。続いて、専決第28号 平成18年度育英奨学金貸付事業特別会計暫定予算を、丸岡教育次長より説明願います。お願いいたします。丸岡次長。

教育次長 (専決第28号の説明をする)

議長 ありがとうございます。続きまして、専決第29号 平成18年度赤河内財産区特別会計暫定予算を、栗林産業振興課長より説明をお願いいたします。栗林課長。

産業振興課長 (専決第29号の説明をする)

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、専決第30号 平成18年度国民宿舎特別会計暫定予算、岡本うみがめ荘支配人より説明をお願い

- 国民宿舍支配人 議長 (専決第30号の説明をする)  
 長 はい、ありがとうございました。それでは、専決第31号 平成18年度簡易水道事業特別会計暫定予算を、今津水道課長より説明お願いいたします。今津課長。
- 水道課長 議長 (専決第31号の説明をする)  
 長 ありがとうございます。続きまして、専決第32号 平成18年度漁業集落排水事業特別会計暫定予算、専決第33号 平成18年度公共下水道事業特別会計暫定予算、2件を鈴木建設課長より説明お願いいたします。鈴木課長。
- 建設課長 議長 (専決第32号・専決第33号の説明をする)  
 長 はい、ありがとうございます。続きまして、専決第34号 平成18年度介護保険事業特別会計暫定予算と、専決第35号 平成18年度国民健康保険阿部診療所特別会計暫定予算を、濱住民福祉課長より2件を説明お願いします。濱課長。
- 住民福祉課長 議長 (専決第34号・専決第35号の説明をする)  
 長 ありがとうございます。続きまして、専決第36号 平成18年度水道事業会計暫定予算を、今津水道課長より説明をお願いします。今津課長。
- 水道課長 議長 (専決第36号の説明をする)  
 長 はい、ありがとうございます。続きまして、専決第37号 平成18年度病院事業会計暫定予算、古字病院事務長より説明をお願いいたします。事務長。
- 病院事務長 議長 (専決第37号の説明をする)  
 長 はい、ありがとうございます。それでは、専決第24号から専決第37号までの全14件の議案の説明を終わりましたので、質疑を行ないます。質疑が行なわれますので、質疑の発言の方は挙手願います。戎野議員。
- 7番議員 議長 一般会計の中の環境衛生費で、委託料が約98万4千円が出とんですが、これだいたい月に約30万という計算になると思うんですが、これはどういうところに委託され、そしてまた今後の方向性というか、そういうもんはどういうんがあるかちゅうことを、まず説明をしていただきたい。
- 議長 濱住民福祉課長。  
 住民福祉課長 充分なですね、ご答弁になるかどうかわかりませんが、委託料98万4千円のところが、いかがかということかと思いますが、この中でですね、火葬業務あるいは火葬場維持管理業務委託料というのが、69万円計上させていただいておりますが、これは旧由岐地区でですね、日和佐地区と違って直営でやっておりません。民間に委託をさして、業務やっていただいておりますが、これも合併協議の中で、いろいろ議論とはなりましたが、これから少し時間をかけてですね、火葬業務であるとか、ゴ

ミ収集業務あるとか、こういうところは、総合的に検討していかなければならないかとは、考えております。以上でございます。

議 長  
7 番 議 員

他にございませんか。あ、続いて。

そしたら、委託料で清掃等のこの中で、31ページですか、次のページの中で、業務委託料の445万ということで、あるんですが、その中のこの環境レンジャー事業委託料100万、それとその上の委託料276万、これについて説明を、ちょっとしていただきたいと思います。これは、あくま、旧由岐地区なのか、それだけでなく日和佐、旧日和佐も含めてのことなのか。

議 長  
支 所 長

別宮支所長。

それでは、わたしの方から答弁いたしたいと思います。質問のありました、清掃総務費の環境レンジャー事業委託料100万についてですが、これにつきましては、年度は申し訳ないんですが、覚えてはないんですが、数年前からですね、もともと緊急雇用対策の県の全額補助で、実は始めた事業でありまして、ゴミの不法投棄防止とか、パトロール、また防犯等のチェック等々の業務を、実は社会福祉協議会に、旧由岐町では委託して行なっておりました。で、平成17年度からはですね、先ほど言いました緊急雇用対策補助が無くなりました。無くなったんですが、引き続きまして、町の町単独でですね、引き続いて環境レンジャーを雇用し、社協に委託して実施している事業でございます。年額総額ではですね、確か本年度190万程度ぐらいを1年間で予定している、予定をしております。以上です。

議 長  
7 番 議 員

戎野議員。

はい。まあ旧由岐地区とまあ由岐と旧日和佐で、委託がなされているところと、なされていないところの、やっぱり違いが出てきて、住民サービスも少しは変わってくると思うんで、そのすり合わせはなさるといふ返事だったんですが、こういうどちらの方向に、合わすのか。やっぱり住民としては、民間委託をさらに進めるのか、直営でやっていこうとするのか、そういった方向性については、もし町長がありましたらお願いしたいと思いますが。

議 長  
町 長

町長。

清潔保持に関するご質問と思いますが、で、これは合併協議の中で、わたくしも合併協議会は第4回と第5回の2回終盤戦、記章を決めるところから、会長として従事させていただきました。で、わたしが担当する以前の問題としてすでにその問題については、合併後両町が調整をするという項目になっとなるようでございます。で、ご案内のように2,200世帯を有する旧日和佐町と、1,380ぐらいと思いますが、由岐町の世帯。で、面積は日和佐が117平方キロ、由岐が23平方キロでございますでしょうか。で、もうひとつはそのD I D人口、つまりこの収集効

率的に行政、清潔行政を展開するのにふさわしいこの周密人口密集地帯ってというのが、わり合い少のうございます。で、以上の諸条件を考えて、かたや直営で、かたや委託という形式で、今日まで安定的に清潔保持をやってきておると。これまでのご労苦なり、ご健闘はええんですが、今後これを一方から、ゴミを収集される側からいきますと、たいへんその集落山村農村地帯は、公道の遠くまである程度持ってゴミを出すことができよった力が、だんだんとその100メートル200メートルさえも持って行けないということは、旧日和佐町議会でもしばしばご指摘のあったところでございます。つまりそういう以上の緒言を考えたときに、これから一般財源は、交付税、地方交付税を筆頭として、削減、先細りの状況でございます。

そういう中で、合併後調整するというんですが、どういうふうに調整するかちゅうことは、大きな課題だと思っております。安くって効率的で、住民の方々にゴミの取り残しの無い環境はぜひ実現しなければならない。その折に、その委託っていうのは、民間企業で採算あいつくならないとできない分野でございます。で、そうなりますと、非常に山奥で、俗な言葉で、山奥で高齢で今まで道路が行きよったもうちょっと近くまで出せと、こういうような要望のときに、いわゆる委託業者が、そのエリアについて採算が可能かどうかっていうような問題も、考えてあげなければならないんだと思います。

一方直営について、そういうようなことはもうすでに、質問の議員が、すでにそういうことはもう当然予見されてのご質問と思っております。合併後、で、実は合併協議会の席で、どれぐらいの目処で、それは議論をするんだということでもございましたものですから、わたしは最低限2年ないし3年いただきたいと。

どちらにするにしても、いわゆる段階的な経過措置をとることによって、それぞれの問題を解決して、安くって効率的でそして画一的な、わたくしがさっきの申し上げましたように、言葉の上では辺地とか僻地とかいうんがあっても、日常の生活の上においてですね、経費は安くなったけど、ゴミが2ヶ月に一遍しか来ないとか、あるいは遠いところまで持っていかなければ集まってくれない、集めてくれないとかいうことのないようにですね、それがサービスの、それを一つ真剣にですね、シミュレートしてですね、言い分だけ聞くとか、あるいは職員の何とかかんとかでなくて、充分ですね、このゴミの収集値の単位費用っていうのは、ある程度この頃その合理的に算定する手法ができてきておりますので、それらを総合的に、長くなりましたが、勘案して、少なくとも20年度後半ぐらいまでにはですね、納得のいく円満ないく方法を、こらもうたいへん難しいと思うんですね、わたしこうやって答弁しようけど。

そういう視点で、安くって効率的で、まあ混合方式もあるかなあと。あ

るいはどちらかの方式に統一するかと。今のところご答弁いたしかねますけれども。要は経費が安くなって、そしてゴミの取りこぼしのないようにする方法を見出したいと。混合か直どちらか、混合方式もあるかもしれないと。以上で、ご答弁が長くなりましたけども、総合的判断を下したいと思っております。これは、19年度20年度ぐらいまで、やっぱり結論早くて。とって経過措置をやって円満に定着するようにするには、経過措置が要るかなあとこう思っております。よろしゅうございますでしょうか。

議長 質疑を続けます。岩瀬議員。  
12番議員 この簡易水道の中のね、7ページの水質検査手数料いう105万ていうこの水質はどういう検査をして105万かかるんですか。

水道課長 今津水道課長。  
水道課長 この水質検査手数料ですが、これは簡易水道、赤松旧日和佐町には赤松しか簡易水道が無かったんですが、旧由岐町には由岐簡易水道と阿部簡易水道、それから伊座利簡易水道と三つございます。で、その由岐簡易水道の中にもあの水源地が3ヶ所ございます。そのそれぞれの水源地と簡易水道の水質検査を、毎月月例検査と、それと全項目を年2回やっております。その検査の手数料でございます。すみません、これは県のね、薬剤師協会のそちらの方に、委託しております。委託契約をしております。

12番議員 水質検査だけに、それ1ヶ所にほんなら30万ぐらいかかっとういうことということですか。

水道課長 そうです。1ヶ月、月例と、その全項目いうんがごっつい高いんですけども、それが年2回ございまして、その分がかなり高うついております。水道法で決められておりますので、それをせないかんということになっております。以上です。

議長 他に質疑ございませんか。川尻議員。  
17番議員 専決第29号ですか、平成18年度赤河内財産特別区のちょっと、ことをちょっとお聞きしたいんですが、わたくし旧由岐町の町議でこの財産区の問題、合併協議会でも出ておったことは、ちょっと承知しておるんですが、この財産区に対するですね、今後、町長としてずっと今までどおりの扱いをするのか。その事業いう事業もね、予算計上も今までの事業も、まああまりこう成果をあげているような状態でないんですが、この扱いは、今後ともずっとこの特別予算ということできずうっと継続するのか。

議長 町長。  
町長 ちょっと、わたしも充分なお答えになるかどうか、赤河内財産区につきましては、結論的に言いますと、こういう特別会計で当分続けざるを得ないと思います。

これは、そもそも昭和28年の法律で、旧いわゆる戦後の市町村合併促進法ちゅうんがございまして、で、その時にさかのぼるわけですが、その法律に基づきまして、わたくしの記憶ですが、若干は崩れてるかもしれませんが、わたしの住民としての知識と、でお答えさせていただきます。で、昭和30年に旧赤河内村と日和佐町が合併しましたね、その折にもその、その当時は戦後のいわゆる復興の時節にございまして、旧赤河内村の村有林で病院を建て、そして義務教育をたてる赤河内中学校を建て、そして昭和30年に旧の日和佐町と合併した経過がございまして。その折に旧赤河内村は無税の村と。税金が要らない、つまり何十年何百年にわたる部落有に、孜々嘗々として造林竹林してきたことが、戦後のそのよく経過がございましてですね。で、合併時に、じゃあそういう財産区、赤河内村有財産をそのまま持って合併するんでは、ということで、当時県の総務部長という東郷という人が、役場の二階で議論したことを覚えております。そのときはわたしも思慮分別がつくも、やがて二十才になっておりました。極めて関心を持って、合併をこの目でこの耳で聞いた記憶がございました。

そういう経過がございまして、しかしやはり合併するんだから、旧の日和佐にもということで、実はそういう全部を、旧の赤河内が持つということはいかななものかということで、その当時の双方の町長さんや議員が円満な議論をしましてですね、そして地域にいわゆる大字単位で、残して行くのと財産区として、で、合併したんです。その折に、このご存知のように地方自治法では、いわゆる特別公共団体として、とかあるいは事務の組合として財産区を置くことができると書いてございまして、そういう手法で昭和30年の合併時点でのこと。

で、その後、今はどうなるかと。間伐とか輪伐をすることによって上がった収益を、半分は、こういうときもございました、半分はその旧の赤河内財産区のまた再造林に金をかけ、半分は役場にどうぞと。こういうようなことで運営した経過がございまして、今回、由岐町様とあるいは牟岐町様と合併するに及んで、これもちょっと経過を承知したわけですが、やっぱりそれは、この旧の日和佐の役場の職員も、もうできたら一元化と。こういうようなお話もあったようなんですが、やはりこれは、その旧のその赤河内地区がやってきた、連綿として、その自分の財産と同様に、そして地域貢献にしてきた、今はもう山は伐っても売れない、儲からない、損はいくと。しかし、それは管理しておいてですね、じっと置いとかないかんというような、非常に血と汗を滲ました方々がおいででるんでね。で、それをどう、そういう精神的な、だからこそ、そういう山が多く持ち得てきたと。こういう歴史的なその愛着度というものが、多分にあると思う。ただ、おそらく川尻議員におかれては、今後ともですね、こういう収入支出の伴わない財産区ちゅうのを置いといてどうだろうか

って。実はまあ、わたくしは当分置かざるを得ないでしょうと冒頭申し上げましたのは、これもご議論を重ねていかなきゃいけないことだと思いますが、これはなかなかその住民投票とか、例えばアンケートをとるような代物でないようなところがございましてですね。で、少しそういう郷土っていいですか、自分たちが、あるいは自分の親が先祖が、なけなしの我が身をほっぽって、これをやったと。ほんで旧の赤河内の病院作った、小学校を建てた中学校を建てたんだという、その宝の山だったというのがあると。

しかし、いつまでもそういうことは言えないという面もあるだろうと思います。これはひとつ今のところは、わたくしは当分赤河内財産区ちゅうのは、まあ収入支出という事業が今活発化しておりませんが、ことまた林地の値段が出て、今の経済の中で、木産材がいくときには、樹齢がもうすでに30年40年という杉檜が生育しつつありますのです。ひとつ全町民的なご判断にかかるとはと思いますが、この件はやっぱり赤河内財産区としては、当分静観をして、世論を高めていって、一体性とか総合性という気運が高まった時点で、ご判断すべきだと思いますので。長々になりましたけど、今の時点では、なかなかはっきりは言いにくいものがございまして、ご承知賜りたいと。新しい町になったわけですから、いやもう世は道州制まで、いわれてる時代でありますんで。しかしながら、一方そういう愛着のものを愛する、郷土を愛すると、汗と皺がしみこんどるといふ、そういう気持ちも大事にしなければならんかなあと。たいへんもう両極の精神的なものがあると。ただ、時代はどんどんと進歩しております。住む人たちも、精神構造も、変わると思います。みんなでいい方向になるような、またご議論がある場面があつてのご縁、ここ2、3年どうこうすることはできないと思います。

議長  
10番議員

他に質疑はございませんか。山本議員。

10番 山本。3点をお伺いします。

まず1点めに、37ページの商工費1086番の町商工会補助金となっているが、これ現在、由岐・日和佐商工会も二つに分かれており、金額の内訳を少しちょっとお聞きしたい点と。

次2点めに、63ページの63番64番成人式のこれ予算計上と思いますが、旧由岐町の成人式の予算と思いますが、これ今後将来的には、あの由岐町は、旧由岐町は8月にして、まあ旧日和佐町は、1月に成人式を実施しておったところでございますが、今後どのように調整して行くのか、その点もお聞きいたします。

次に、43ページの常備消防費、今回1億5,422万9千円と出ておりますが、これ旧町日和佐町の場合は9,000万、約1億円ぐらいの負担金をしておったところでございますが、今度こういうように増えてもあり、また救急搬送費として、別に1,000万出ておるところでござい

ざいですが、まあ効率削減ばかりは、なかなかいかないと思いますが、将来的にはどのように、以前にも町長にも質したこともあります、どのように考えておるのか、町長自身にお伺いいたします。以上でございます。

長 町長。

長 自席からばかりで失礼します。順不同でございますが、まず消防のですね、救急搬送員のことについてのお尋ねでございますが、これも旧日和佐町議会におきまして、何回かお尋ねのあったところでございますが、これはわたしども旧6海部郡町は、消防については一部事務組合を組織して、そしてそれぞれの一定のルールに基づいて費用負担をし、いわゆる危険行政をやるということできたところでございます。

その後、進歩によりまして、救急業務っていうのが消防業務に追加された折に、日和佐では、北河内所在のいわゆる今消防組合でございます。あすこに救急の基地がひとつできた。ところが当時旧由岐町さんには、当時の議論ですね、由岐町はあすこに救急やっても、由岐町は費用負担あったって、40分も50分もかかるわけですね。木岐坂越えたって、由岐大西線帰ったって、こっちの県道もちろん行けん。そういう折に、実は海部の他5町、特に旧の日和佐町長が由岐にはたいへん気の毒でないかと。おそらく50分もかかったんじゃ救急の用を足さないということで。

そこで、実は由岐は今のような高規格道路ができるっていうことが読めないときに、じゃあ由岐ではどうしようかということで、由岐町独自として、6人だったかな、6人の搬送員を由岐町が採用して、それを救急にあたらすという経過がございます。つきましては、もう今や3町になったわけですが、いわゆる合併協議がもう進んで、旧6町ベースで、わたくしは一番最後の海部消防組合の中で、わたし出席しとったんですが、その折にこれは旧由岐町が勝手に雇ったものでもなんでもないのでね、海部消防組合6町として救急業務を、いつでもどこでもだれにでも等しい救急体制ができなきゃならないと。しかし、6町のやった救急体制は、北河内本村でしかできないと。距離が有りすぎると。そこでそういう経過があって、じゃあ5町が金を出し合おうということで、当時の算定で6人を雇用したと。それを由岐を除く他5町でですね、費用負担をしようということできました。そういう経過の議論をした上で、そして19年春には、いわゆる高規格日和佐道路が完成するであろうと。そうすると、それを手段として発動した場合には、かなり旧6町、旧ベースで言ったら、旧6町ベースでの救急体制に時間確保ができると。で、その後どうするんだちゅう議論なんですね。それではあの、まあいろいろもう細かいことは止めますけど。ところが今おいでる6人の救急は、いわゆる救急士としての資格は無いわけなんです。呼んでお医者さん乗せて行くという、まあいうたら、そういふうになっとるわけですね。そういうこと



で、深い議論はちょっと初議会でございますので、特にここは触れとかなきゃならないと感ずるから、詳細でご説明させていただきますが、そういう経過で、この前の4、5、4ヶ月前の、わたしもほやほやの町長なんですけど手を挙げさせてもらって、これはどうすると。で、当時、浜町長が代理で来られとったけど、浜さんどうすると。わし言うよって。これは、合併する美波町だけの問題ではないと。これはどうするって。そしてその時に結論を出さないまま、わたしもあまり突っ張ったことは言えなかったんですが、6人の、で、それは1、900万だったですか、1、900万を5町が負担する、確かほういう。いつもやっぱり給与改定もあるし、このままじゃいけない、5年経ったら1億要るわけですからね、で、資格職も持ってらっしゃらない、当時はそれでよかった。今後どうするかちゅうことに。で、その道路が開通になった後は、どうするんだと。美波町だけの負担なんでしょかねつつた時に、その組合を代表する組合長は、結論を出さないままだったわけです。で、わたくしは、これ本会議でございますので、慎重に、お答えを申し上げないといけないんですが。連帯をしてやっぱり今の3町はいかなきゃいかな、ただし、18年度に限っては、このまま従来のまま、6人体制1、900万を5町、わたしの方は、美波町やけど、この昔のベースで半分ぐらい、半分も要らんわとこういうですね。そういうことにしとって、19年度以降どうするっていうことはね。6人は、わたしたちはどうするんだということ。搬送で雇ったんだと。これたいへん一生懸命やってくれる職員を、どうこうするんでないんですよ。たいへんご苦労かけてんだけど、これは、消防の搬送として雇ったんだ。合理化はせないかん。人はおそらく行革推進法で、ご存知の通り。やっぱりそういう問題あるから、当時の消防組合が、きちっと由岐までぱっと行けるようにしとったら、これはこういう人は雇わなくてよかったんかも知れませんが、由岐町、今美波町。そういう経過をですね、充分踏まえて、今後とも、3町になるんですが、3町での海部郡の、あるいは消防については那賀町が入って4町になるんですが。この間選んでいただきました、議長があて職になりますので、そういう議論ですね、構成員の美波町だけが勝手なこと言っても、他の牟岐町さんとか、あるいは海陽町さんの選ばれる組合議員である町長と議長さん、こちらも入る、そういう場ですね、充分経過と今後の費用負担についてのお話し合いをしなければならぬ、極めて重要な課題だと考えております。

商工会は、わたしに対するお尋ねでなかったんですが、これも実は、あの解説しとかなきゃいかなんですが、商工会の存在は、これは任意団体でない、先生ご存知のように、商工会の組織及び運営に関する法律があって、中小企業の商店の振興発展のために、法律に基づいた団体でございます。そこでは中小企業の記帳とか、経営指導労務相談までさせる

という、最近ではITまで講習するという、極めて地域の中小、あの経済のあの振興発展には欠かせない存在であります。然り、そこで運営しているその商工会の指導員、例えば由岐では2人、日和佐は3人かな、5人おいでと思うんですが、5,6人おいでと思うんですが。それについての補助金というのが、国から来よったんが行革でアウトになった。で、国から来よったんアウトになって、県は、実は国から来よったやつを2割カットの80パーセントでやろう、運営しようとしておる。今商工会たいへんですよ、職員はね、だから。カットされ、給料下げられ。そこで、今後ともまあ、町村、その町村にとっては、商工会活動の活発化いかにかかっているわけですよ、町の賑わいは。今後ともいろいろやってもらわなきゃ。

さてそこで、そういう使命があるのに、うちはまあ合併と。商工会も実は当分美波町、由岐商工会、日和佐商工会、町だけ取って当分いくんですが。いずれ一元化してですね、お互いに切磋琢磨をして、由岐のその中小企業の質がちょっと違うようですねえ、パターンが。で、まあ漁業経営とか、あるいはこっちは農業経営とか、あるいはちょっと木工系とかいろいろありますが、そこらを近いうちに合併すべく、今模索をしておる段階でありますけども、いずれにしても、国からの中小企業の組織化に基づき来よった補助金が、全部アウトになったと。県が肩代わりしてくれるんだけど、肩代わりして2割カットだと。で、それも続かないよと。こういうような中で、実は旧日和佐商工会と旧由岐商工会が、合併に向けて模索しているという最中でございますので。で、わたくしはじゃあそういう難しいことをじっと眺めるんでなくて、実はその地域の賑わいと、その商店街が物は売れない、空家が出てきておるという実態を、なんとしても支えたいちゅう立場でありますので、まあ無い金の中でなんか工夫してですね、これは人件費補助とか、記帳補助っていうんでなしに、なんか町を賑わすメニューが出てきた場合に、効果が期待されると思えば、議員の先生方とまた協働して、育成発展をしていかなければいかにと思っております。この点につきまして、農業について然り、林業について然りでございます。以上でございます。長くなりました。

で、特にさっきの救急については、構成された、近く行なわれた、海陽町も牟岐は単独で、3町の議長町長が組合員になって、と那賀町ですか8人体制になってるはずでございますので、その中で理解を求め、美波町の、今日の美波町の円満なる救急、まあ道路がつくんですから、それにまで預かってきた6人が生きる道、活用できる道、そういうことをひとつお願いしようと思っております。長くなりましたが、新しい議員の方におかれても、ぜひそこらひとつご指導賜りたいと思っております。

議

長 山本議員。

10番議員 10番 山本。今、町長さんの話よくわかりましたが、わたしの愚かな案でございますが、道路事情も良くなり、整備もされてきますと、海部消防組合由岐分駐所というようなことも考えて、サービスを落とさず、経費節減に努めるようにだとも、わたくしは思います。以上消防のことについては、それでございます。

議 長 他に質疑ございませんか。はい、教育長。  
教 育 長 山本議員さんから質問のありました成人式について、お答えいたします。皆さんご存知のように成人式は、旧由岐町は8月、それから旧日和佐町におきましては、正月1月3日に開催しております。これにつきましては、各部会で調整を行なっておりましたけども、非常に難しい結論、結論を出すのが非常に難しいということで、最終的には幹事会上がってきたような経緯があります。幹事会の結論といたしましては、18年度は従来どおりのかたちで行なって、あと2、3年をかけてですね、対象者の皆様からアンケート等、また諸先輩方からご意見もいただきながら、2、3年のうちに調整して行くという方向だったかと思えます。また、あの幹事会に出席されておりました方、そのあたり詳しく説明ができる方がおいででしたら、お願いしたいと思えます。

議 長 すみません。質疑ございませんか。  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
専決第24号から専決第37号までの14件を一括してお諮りいたします。この暫定予算に原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしという声がありますけど、異議ございませんか。  
異議なしと認めます。よって専決第24号から専決第37号までの14件を、原案通り可決することに決定いたしました。  
それでは時間の都合で、15分休憩させていただきます。よろしく願います。

(時に午後4時15分)

(時に午後4時30分)

議 長 それでは再開いたします。  
専決第38号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 専決第39号 美波町税条例の一部を改正する条例の制

定について 専決第40号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第41号 美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の制定について 専決第43号 美波町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について 以上5件を一括して審議に入ります。議題といたします。

専決第38号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 説明を願います。総務課長。

総務課長 (専決第38号の説明をする)  
議 長 はい、ありがとうございました。続いて、専決第39号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について 山路税務保険課長の説明をお願いいたします。山路課長。

税務保険課長 (専決第39号の説明をする)  
議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、専決第40号 美波町国民健康保険税条例の一部改正する条例の制定について もう一度山路税務課長。よろしく願います。山路課長。

税務保険課長 (専決第40号の説明をする)  
議 長 ありがとうございます。続いて、専決第41号 美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の制定について 濱住民福祉課長、説明をお願いいたします。濱課長。

住民福祉課長 (専決第41号の説明をする)  
議 長 ありがとうございます。続きまして、専決第43号 美波町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について 丸岡教育次長よろしく願います。丸岡次長。

教育次長 (専決第43号の説明をする)  
議 長 はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、専決第38号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 以下4件までを、までの質疑を行います。質疑ございませんか。戎野議員。

7番議員 ひとつひとつの税条例についてっていう質問ではないんですけど、これ今わたしもずっと難しいお話を、山路税務課長から条例の改正を、長く聞いておったわけなんですけど、これ本来この例外である附則は、この本則といっしょにですね、1カ所見れば、それだけでこうわかるような説明の提案はできないかということなんです。やはり同じ案件がいっしょ1カ所に出てくるようであれば、変わったところもわかるんやけど、こういういわゆる内閣法制局が明治からやってきた、かぎ括弧で抜書きしてですね、そこだけ変えるっていうんは、非常にわたしこれ読んでみて、説明を受けておってもですね、非常にわかりにくい。これ職員の人、これ全部こういうんはわかるんかなあと思て、もうちょっと不思議なんです。ましてやこれ一般の人が、こういう機会、町の、このまま



なお、町民の方々には、固定資産税がどのようになったのだとか、住民税がどのようになったのかは、広報で、非常にまあわかり易くしてあるんですけども、なかなかわたし自身でも、何書いてあるんだろと思うことがあります。なお、町民向け納税者の方々には、そういう広報等には、かねがね、戎野議員もご指摘のように詳細はわからん、なお、わからんときには、口頭電話でも対応するように努めてまいりたいと。前段の、一応議会で議決する場合は、この形式でもうしょうがないと。付属書類として出させていただくということで。法律は国民のもの、条例は地域のものでありますので、今後ともわかりやすいように努力することを、ただ、原則は変えるわけにはいかないだろうなあ。こういうことで、ひとつご了解賜りたいと存じます。

議 長  
1 1 番 議 員

丸龍議員。

はい、丸龍。専決の第43号 美波町教職員住宅設置条例、条例189号、これほんとに大いに結構で、たいへん喜ばしい素晴らしい処置、条例だと思えますが、これに関しまして、1万、これ1万というのは、やはり必要なのか。それとこの災害被災者等、これは災害だけに適用するのか。やはりこう火災とかですね、そういうふうな多目的に遭われた人用のそういうふうな教員住宅の空き地利用っていうのは教育委員会の方は考えていらっしゃるのか。それも幅広くですね、利用できるものか。そのこのところ、ちょっとお聞きしたいと思います。それとこれは、とりあえずはですね、由岐の条例を見せていただきますと、災害に関しまして由岐の方は、災害のときは入るように謳ってるようですが。町内日和佐町、旧日和佐町の教員住宅のそういうふうなものは、教育委員会の方はどんなでしょうか。そのこのところちょっとお聞きしたいと思います。

議 長  
教 育 次 長

丸岡教育次長。

丸龍議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。で、災害被災者等の1万円、月額の家賃が1万円という規定でございますが、全戸由岐町の場合はですね、一部を除きまして、教職員住宅の月額の家賃が定められておりまして、災害時というではなしに、空室があった場合は、住宅に困窮しう住民が、まあ利用できるような規定になっております。で、その料金設定がですね、一応まあ教職員住宅、先生が使う場合の、一応2倍という額が定められておりますんで、赤松の教職員住宅の1戸あたりの先生の月額の使用料が、5千円なんで1万円と。あと設置条例のほうでですね、家賃の減免規定がありまして、1万円取るんか取らんのかっていうんは、町長の認めたときは、減額とか減免措置がとることができるということにしております。

で、災害だけかというふうなことでございますが、ちょうどまあ緊急なところがあって、そこまで十分な対応ができておりませんが、当然まあ火災とかそういったことも考えられますんで、そういった災害被災者等と

いうあたりについては、今後十分検討していかなければいけないことだ  
と思っております。あと、何かありましたでしょうか。町内の教職員住  
宅は、一応旧の日和佐町では、赤松地区に4戸あるだけでございます。

議 長 はい、小休します。

(時に午後5時31分)

(時に午後5時33分)

議 長 小休に引き続き再開いたします。他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

専決第38号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について 専決第39号 美波町税条例の一部を改正する条例の  
制定について 専決第40号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例の制定について 専決第41号 美波町地域包括支援センター  
設置及び管理に関する条例の制定について 専決第43号 美波町教職  
員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について 以上5件を原案  
通り承認いたすことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めまして、よって本件5原案通り承認いたしました。  
続きまして、専決第44号 平成18年度一般会計暫定補正予算(第1  
号)について お諮りいたします。説明を求めます。

議 長 総務課長。

議 総務課長 (専決第44号の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。質疑を行ないます。質疑ございませんか。  
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

専決第44号 平成18年度一般会計暫定予算補正予算(第1号)を原  
案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認いたしました。  
専決第45号 平成18年度老人保健事業特別会計暫定予算(第1号)  
を議題といたします。当局の説明を求めます。濱住民福祉課長。濱課長。  
住民福祉課長 (専決第45号の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。質疑を行ないます。質疑ございませんか。  
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
専決第45号 平成18年度老人保健事業特別会計暫定補正予算(第1号)を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案を原案通り承認いたしました。  
小休いたします。

(時に午後5時45分)

(時に午後5時49分)

議 長 小休に引き続き会議を再開いたします。  
お諮りします。追加日程案が提出されておりますので、これを日程に追加して審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。資料配布のため小休いたします。

(時に午後5時50分)

(時に午後5時52分)

議 長 それでは小休を解き、会議を再開します。町長。  
町 長 早朝からのお疲れのところ、追加提案させていただきます案件がございます。内容は条例1件と、人事案件6件の計7件の議案でございます。議案第2号は美波町由岐地域交流センターの設置及び管理に関する条例についてでございます。  
議案第3号は、美波町教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員につきましては、合併後、暫定委員として在任していただいておりますが、その任期は、町長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとなっていることから、今回上程させていただくものでございます。  
議案第4号は、美波町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員につきましても、暫定委員であり



まして、最初に招集される議会の同意を得るまでの間在任するとなっておりますので、今回上程するものであります。

議案第5号は美波町監査委員の選任についてであります。監査委員につきましては、在任特例が適用されないため、現在不在となっておりますので、併せて上程するものであります。

議案第6号は美波町助役の選任についてであります。

議案第7号は美波町収入役の選任についてであります。現在、助役・収入役ともに欠けた状態でありますので、このたび選任いたしたく、地方自治法第162条及び第168条第7項の規定に基づき、議会のご同意を求めるものであります。ご審議の上、原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。わたくしの提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、追加日程第1 美波町由岐地域交流支援センターの設置及び管理に関する条例について議題とします。当局の説明を求めます。影治総務課長。

総務課長 (追加日程第1について説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行ないます。質疑ございませんか。戎野議員。

7番議員 これの支援センターに対応するですね、例えば職員が配置するのか。もしくはその管理等はどうしていくのか。それをまずお聞きしたい。

議長 総務課長。

総務課長 はい、社会福祉協議会の方で運営をしていただいているということでございます。

議長 由岐病院の入口のマルカワ商店の前です。はい、会計課長。

会計課長 従来ですね、由岐保育園、元由岐保育園であった所が新しく由岐保育園を建設したときに、こういう由岐地域交流、地域交流支援センターというものに名称を変えて、今活用いたしております。元ですね、組織にしては社会福祉協議会が入っております。そこで管理運営をいたしております。以上です。

議長 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

美波町由岐地域交流支援センターの設置及び管理に関する条例を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本案を原案通り可決されました。

追加日程第2 美波町教育委員会委員の任命について議題といたします。

総務課長 長 当局の説明を求めます。影治総務課長。  
議 長 (議案第3号の説明をする)  
議 長 質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
追加日程第2 美波町教育委員会委員の任命について原案通り決するに  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決されました。  
追加日程第3 美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題  
といたします。当局の説明を求めます。影治総務課長。  
総務課長 (議案第4号の説明をする)  
議 長 説明が終わりました。質疑を行ないます。質疑ございませんか。  
質疑が、質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
追加日程第3 美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について原案  
通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り同意されました。  
追加日程第4 美波町監査委員の選任について議題といたします。当局  
の説明を求めます。影治総務課長。  
総務課長 (議案第5号の説明をする)  
議 長 説明が終わりました。質疑を行ないます。ございませんか。  
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。  
追加日程第4 美波町監査委員の選任について原案通り決するにご異議  
ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り同意されました。  
追加日程第5 美波町選挙管理委員及び同補充員について議題といたし  
ます。選挙管理委員に。小休いたします。

(時に午後6時12分)

(時に午後6時14分)

議 長 会議を開きます。  
追加日程第5 美波町選挙管理委員及び同補充員について議題といたします。議事進行上の都合により小休いたします。

(時に午後6時14分)

(時に午後6時30分)

議 長 それでは小休前に引き続き会議を開きます。  
追加日程第5 美波町選挙管理委員及び同補充員について議題といたします。選挙管理委員には、片山興自殿、上田美千代殿、森本嘉文殿、矢倉悦代殿。補充員、泉壽殿、宮川正敏殿、橋本俊一殿、富田達子殿。以上お手元に配布してあるとおりでございます。同選挙管理委員また同補充員の、と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よってただ今指名しました方々が、選挙管理委員及び同補充員に当選されました。  
追加日程第6 美波町助役の選任について議題といたします。当局の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (議案第6号の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。質疑を行ないます。質疑ございませんか。質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。

追加日程第6 美波町助役選任について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り同意されました。  
追加日程第7 美波町収入役の選任について議題とします。当局の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (議案第7号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行ないます。質疑ございませんか。質疑がない、久保議員。

5 番 議 員 多くの自治体でも経費の削減等が言われて、まあこのように本町でも、由岐町と合併して、職員または議会議員、そしてまた町長も一人になり、議会も半分になったような現状の中で、ただ今も、中東助役という素晴らしい助役が誕生したと思います。そういう中で、中東助役さんは、行政に素晴らしい知識を持っており、収入役と助役とを兼ねて、僕はやるんでないかと思います。この9,000足らんような町で収入役は必要なんだろうかとはいいますが、この件についてお尋ねしたいと思います。

議  
町

長 町長。

長 人事案件に関係しまして、久保議員からお尋ねがございまして、三役まあ助役と収入役は兼務でもいいのではないかと、っていうご指摘でございます。そういう角度からのご意見も、誠にごもっともかと存じます。今美波町が大事なことは、由岐と日和佐が合併して一体性を持って、そしてその過疎高齢、そしてまた産業興しをするということで、持続的な8,870人の規模、小規模人口であってもこれはですね、ぜひ一体性を固めて総合的に、力強い、生まれただけの町を作り上げていく必要があると思います。で、一方地方制度調査会でも、すでに提言がなされておりまして、県にあっては、あるいは市町村にあっては、出納長収入役というのは設置の必要性を認めてないっていう議論もありますが、現行は三役として存在するわけでございます。わたくしが、あっちこち申し上げるようですが、もちろん経費節減以上ですね、生まれただけの美波町を築き上げるためには、人材が必要であります。で、収入役は単に会計事務だけを処理するとか、助役は助役及びまた収入役もやると町長の代理もするっていうのではなくて、この先細りの交付税が先細りするなど財源が厳しいときは、まさにその皆が力を合わせてですね、むしろ人的な能力を持った人間が、パワーアップして盛り上げなきゃならないと感じております。したがって従来のような、収入役はじっと会計室でですね、出納の事務をやるだけでなく、大きい課題を、わたくしがまだ所信を述べてませんもんですから、こういう課題こういう課題で、この小さくても光るようなまちづくり、特に産業振興についてはですね、三役が共々ですね、むしろ収入役も助役も町長ちゅう立場で、あるいは職員ちゅう立場でですね、羽ばたいていただくという意味で起用したところでございます。

なお経費節減につきましては、ご存知のように一般職員については、人事院勧告、去年の人事院勧告により給与構造も経費節減のをやっております。その頭につく三役とて、到底その今の漫然とした対応ではいけないと考えております。つまり報酬についても、これはまた報酬審議会等のご議論を経て、経費節減に努めて能力アップをしていきたいと考えておるので、何卒ひとつですね、人員を揃えて由岐・日和佐ちゅうことが

小さくてもですね、対外的に能力アップ。そういう意味から、別宮憲一郎君。それから、中東覚。いずれにおいても、その行政の集約力対外の発進力において、わたくし共々と、あるいは職員共々とするところにおいては、いちばん適任かと考えておりますので、どうぞひとつご承認賜りますようお願いしたい。経費節減については、意を払ってまいりたいと考えております。何卒意を尽くせませんが、お答えにさせていただきます。働く役場になるために、ぜひお願いをいたします。

議

長 ただ今町長より説明がありましたが、他に質疑のある人ございませんか。他になしと認めます。  
追加日程第7 美波町収入役の選任について原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議

長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り同意されました。  
追加日程第8 議会選出監査委員について議題といたします。  
お諮りいたします。  
ただ今、議会選出監査委員については、議員全員14名により、投票いたしました結果、北山議員となりました。  
北山議員の議会選出監査委員にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議

長 異議なしと認めます。したがって議会選出監査委員、北山議員と決定いたしました。  
助役と収入役がご挨拶を求めておりますので、就任の挨拶をすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長 異議なしと認めます。それでは小休して、小休します。

(時に午後6時42分)

(時に午後6時45分)

議

長 それでは再開いたします。  
以上で本臨時会に付議されました案件すべて終了いたしました。これで閉会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議

長 異議なしと認めます。

よって平成18年度、18年美波町議会第1回臨時会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。ありがとうございました。

(時に午後6時47分)